

令和3年7月30日

各社会教育施設長 様

生涯学習部長

緊急事態宣言に伴う県立社会教育施設の対応について（通知）

このことについて、令和3年7月16日付け生涯学習部長通知により、県立社会教育施設の対応について通知したところですが、本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議が開催され、別添のとおり、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が新たに制定されるとともに、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」が改定されました。

については、上記方針に基づく県教育委員会の対応として、引き続き8月31日まで、博物館及び美術館については原則休館のもと、事前予約された方に限り入館を可能とし、図書館については閉館時間を19時までとして開館することとします。また、講座等についても、引き続き、事前予約制により実施することとします。

こうした事態を踏まえ施設の運営にあたっては、強い危機感を持ち、感染拡大防止対策を徹底していただきますよう、よろしくお願いいたします。

問合せ先

生涯学習課

調整グループ 栗原、比留間

電話 045(210)8337(直通)